

一般質問通告一覧表（第7回定例会）

平成27年9月8日招集

<p>1. ふじスポーツ広場の洋式トイレの設置について</p>	<p>ふじスポーツ広場は、年間1万人以上が利用する本町が誇れるサッカー場であり、天然芝の施設としての優位性が利用者から好評を得ています。</p> <p>しかしながら、その場内にあるトイレは全て和式となっていて、利用者からは今日的にも衛生的にも洋式トイレの設置を要望する声が多数寄せられています。</p> <p>本年からスタートした第6次総合計画では、洋式トイレの設置は後期展望計画で検討する位置付けとなっていますが、利用者の声をくみ取り、早急に洋式トイレを設置する考えがないか伺います。</p>	<p>8番 千葉清己</p>
---------------------------------	---	--------------------

<p>1. だれもが安心して利用できる介護制度の実現を</p>	<p>昨年6月、安倍政権が強行採決した「医療介護綜合法」により、介護保険は今年度4つの点について変更がありました。</p> <p>まず4月からの変更については、次の2点であります。</p> <p>①要支援者の訪問介護、通所介護を市町村が実施する平成29年4月までに総合事業に移行する予防給付の見直しがありました。②特別養護老人ホームの入所要件を原則要介護3以上としました。</p> <p>8月からの変更点は、次の2点であります。</p> <p>①一定以上の所得者の利用料負担割合が1割から2割に倍増となり、同時に高額介護サービス費の負担上限額もこれまでの課税世帯で月額3万7,200円が、現役並み所得者がいる世帯では4万4,400円に引き上げられます。例えば、月額約1万5,000円の利用料が今後約3万円に跳ね上がります。年金収入は、実質的に減る一方なのに大変な負担増です。他に医療費負担などもある人がほとんどです。このためやむなく必要なサービスをやめたり、減らしたりする人も生まれてきます。「負担増の対象は余裕のある人」などと、実態と異なるデータを使って負担増を強行した安倍政権の責任が厳しく問われるところです。②施設や短期入所の低所得者に対する居住費や食費等の負担軽減制度、いわゆる補足給付の対象要件を、「世帯分離しても戸籍上夫婦であれば配偶者が住民税課税の場合は対象としない」、「低所得者でも預貯金が一定額を超えれば対象としない」という厳しい内容としました。これは多くの高齢者を介護サービスから除外するとともに利用者には大幅な負担を強いるものとなっています。また介護報酬は2.27%のマイナスですが、これは処遇改善を含んだものであり、それを除くとマイナス4.48%で物価上昇と消費税増税で経費が増える中、実質的に過去最高の大幅引き下げです。「事業が継続できない」、「専門職がいなくて成り立たない福祉の現場には、介護労働者不足の抜本的な対策が不可欠」と地域福祉を支える専門家からも切実な声が上がっています。介護保険制度が発足してから15年、当初平均月額2,000円だった介護保険料は、今や5,000円台(栗山町は4,908円)です。負担ばかり増えて、いざ必要な時に使えない「公的保険」としての存在そのものが問われる事態です。</p> <p>そこで、その変更に関わり、以下の5点についての見解等を伺います。</p> <p>① 一般会計からの繰り入れなどにより、町独自に保険料及び利用料の負担軽減を図るとともに、</p>	<p>5番 重山雅世</p>
---------------------------------	--	--------------------

低所得者減免をより拡充するために保険料算定の基礎となる前年収入等の合計基準額の引き上げと、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業」実施要綱中の「負担能力のある親族などに扶養されていないこと」の部分を削除する見直しを求めます。

- ② 本町の平成26年度末現在の要支援1の認定者は78名、要支援2の認定者は82名です。訪問介護、通所介護は、介護度を重くせず地域に必要な介護サービスを使って自立した生活を行うために大切な役割を担ってきました。制度改正により、総合事業におけるサービス利用者該当者には、基本チェックリストの使用が求められておりますが、何らかのサービスが必要な高齢者が窓口に来た際の対応について、基本チェックリストを用いない、現在と同じ仕組みを維持することを求めます。
- ③ 24時間の介護体制が整った施設でないと生活ができない人にとって特別養護老人ホームは、最後のセーフティーネットです。入所要件が原則要介護3以上となったことから、現在、介護度1、2で入所待機者となっている方の人数とそれら待機されている方々への具体的な対応をお尋ねします。
- ④ 高齢者がその人らしい生活を住み慣れた栗山町で送るため、各種介護サービス事業所の利用者が介護度に応じ、その事業所間をスムーズに移行することができるような行政が調整役の新たなシステムを構築することができないかの検討を求めます。
- ⑤ 国の責任において介護労働者の待遇改善や人材確保のための介護報酬の引き上げ、さらには国庫負担金の引き上げによる利用者負担の軽減とサービス充実等を国に対して要望するよう求めます。

5番
重山雅世

<p>1. 空き家対策について</p>	<p>平成26年11月19日「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家対策特別措置法）が成立し、同月27日に公布されました。</p> <p>総務省は5年に1度「住宅・土地統計調査」を実施しており、平成25年住宅・土地統計調査に基づく資料によると日本には約6,063万戸の住宅があり、そのうち13.5%に相当する820万戸が空き家で、現在社会的問題となっている管理不全状態の程度が著しい空き家は、38.8%を占めていると報告されています。</p> <p>空き家問題は、本来所有者が解決すべき課題ですが、年数の経過とともに当該空き家や廃屋に隣接する地域住民等から生活環境上の問題として苦情の形をとって自治体の窓口を持ち込まれます。</p> <p>本町においても平成24年度予算においては、道内初の試みといわれた「条件付方式の空き家の撤去」に伴う解体工事費用を計上しました。空き家は老朽化の進行とともに、その課題・責任が民から公へと引き継がれた例証です。今後も続く、人口の減少・高齢化の波の中で空き家戸数が増えていくことは当然予見されます。</p> <p>そこで以下の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「空き家」及び「特定空き家」の実態調査について。 ② 栗山町独自の条例制定について。 ③ 空き家対策検討委員会の設置について。 ④ 「空き家対策」の窓口の設置状況について。 ⑤ 空き家等対応データベースの作成について。 	<p>3番 檜崎忠彦</p>
<p>2. 「地酒の普及の促進に関する条例」の制定について</p>	<p>現在、国は「地方創生」を目指し、いろいろなメニューが提案され、一方各自治体は数値目標を盛り込んだ総合戦略の策定が求められています。</p> <p>本町においても人口減少が続く中、いかにして減少幅を縮減していくか、また交流人口を増やしていくかとの命題の下、各種政策に取り組まれております。</p> <p>特に「観光客誘致促進」に向け、農産物の加工・ブランド化・販路拡大も重要な施策の一つです。食と観光というテーマにおいては、本町の観光の拠点でもある創業明治11年の小林酒造があり、その酒蔵群は平成18年に国の登録有形文化財に登録されております。</p>	

小林酒造では平成10年から地元の農業者との契約栽培による酒米の使用が始まり、現在はその多くが栗山産米で醸造されています。

地元のお酒を栗山町の財産として位置付け、仲間内の飲み会やイベントなどを通し、「地酒で乾杯」と町民の皆様にも愛飲していただくことで、地酒の普及の促進を図り、本町経済の活性化の一助とするため、「地酒の普及の促進に関する条例」の制定に取り組むことができないか伺います。

3番
檜 崎 忠 彦